

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県警察関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県警察関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の表五の項中「一二、七〇〇」を「一四、〇〇〇」に改める。

別表第一九の表二の項を削り、同表三の項中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証更新申請手数料」を「警備業認定更新申請手数料」に改め、同項を同表二の項とし、同表四の項を削り、同表中五の項を三の項とし、六の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げる。
別表第一十の表一の項を次のように改め、同表二の項及び三の項を削る。

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第四条に規定する自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	一件につき	一二、〇〇〇
---	-----------------	-------	--------

別表第一中十一の表を削り、十二の表を十一の表とする。

附則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提案説明

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、猟銃操作等技能講習手数料の額を改定する等のため、この条例を定めようとする。

